

Deloitte.

税金と税関 ニュースレター

2023年7月発売



今月号のハイライト:

法人所得税

- 国会は決議第98/2023/QH15号を可決し、ホーチミン市のCITインセンティブ制度に関するいくつかの具体的なメカニズムと政策を試験的に実施しました
- 繰延販売支払の利息は、預金または貸付活動から得られる受取利息とは見なされません

間接税

- 国産自動車の特別消費税の納付期限を延長する政令を改正
- 補償対象の破損商品に対するVAT

労働・社会保険

- 社会保険庁が定める仕組みによる納付内容の更新
- 社会保険料を納めている会社に勤める人の社会保険給付精算の手引き

個人所得税

- PITは、本部から別の州にある支店に割り当て、PITを直接提出する必要はありません
- 扶養家族登録時に親の収入を証明する必要はありません

イミグレーション

- 政府は最近、ベトナムに入国する外国人の電子ビザの滞在期間とビザ免除に関する新しい規制を承認しました

外国契約者の源泉徴収税

- ベトナムでの従業員の赴任による収入に関するFCWT

貿易と税関

- 輸入貨物の確認手続きの改正は、税制上の優遇措置の対象となります
- 2023年7月1日から12月31日まで、人々と企業を支援するために、36種類の料金と料金が引き下げられます
- 2023年5月31日付政令第26/2023/ND-CP号および決定第15/2023/QD-TTg号の新関税表の実施に関するガイダンス
- 2023年7月1日よりVATが2%引き下げられる輸入品の税関申告に関するガイダンス
- 輸出売上高申告のタイミングの決定に関するガイダンス
- 通関後の追加申告の対象とならない輸出税関申告のご案内
- 輸出製造企業が加工の一部を他社に委託した場合、材料の輸入関税は返金されません

Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



法人所得税 解決

国会は決議第98/2023/QH15号を可決し、ホーチミン市のCITインセンティブ制度に関するいくつかの具体的なメカニズムと政策を試験的に実施しました

2023年6月24日、国会は、ホーチミン市(「ホーチミン市」)におけるCITインセンティブ制度の具体的なメカニズムと政策を試験的に実施する決議第98/2023/QH15号を可決しました。

1. 戦略的投資家は、第7条に基づき、以下のインセンティブ制度を享受する権利を有する。

- 研究開発(R&D)に関連する損金算入可能な費用は、CIT計算の目的で実際の費用の150%に相当します。
- ホーチミン市で実施される輸出入品の関税および税金手続きに関する優先権制度(規制された条件が満たされている場合)。

2. ホーチミン市の優先セクターにおける革新的で起業家的な活動は、以下のインセンティブ制度を享受する権利があります。

- そのような活動から得られた所得のCIT責任課税所得の発生時から5年間のCIT免除。

- 移転資本から収入を得ている個人および組織に対する個人および個人所得税免除およびCIT免除は、ホーチミン市に所在する革新的な新興企業に資本拠出の権利を譲渡します。
- ホーチミン市の革新的な企業を支援する専門家、科学者、特別な才能を持つ個人、革新的なスタートアップで働く創造的な個人、科学技術組織、イノベーションセンター、仲介機関は、給与と賃金源泉所得について5年間PITを免除されます。

(2023年6月24日付国会決議第98/2023/QH15号)



Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



法人所得税 ガイダンス裁定

繰延販売支払の利息は、預金または貸付活動から得られる受取利息とは見なされません

企業が関連当事者間取引に従事し、顧客の延払いに課せられる利息から収入を得る場合、そのような利息は、政令第132/2020/ND-CP号の第16条第3項に規定されている預金または貸付活動からの利息収入とは見なされないものとします。

(2023年6月19日付税務総局発行のOfficial Letter No. 42369/CTHN-TTHT)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



間接税 新規制

ガイダンス裁定

国産自動車の特別消費税の納付期限を延長する政令を改正

2023年6月21日、政府は国産自動車の特別消費税(SCT)の納付期限を延長する政令第36/2023/ND-CP号を公布しました。この延長は、2023年6月、7月、8月、9月の課税期間に適用されます。

SCTの支払いの新しい期限は2023年11月20日です。

延長の資格基準を満たす納税者は、申請書と、延長期間全体に対応するSCT申告書を、税務管理を直接担当する税務部門に提出する必要があります。提出期限は2023年11月20日です。

(政令第36/2023/ND-CP号、日付2023年6月21日、政府発行)

補償対象の破損商品に対するVAT

VATの対象となる商品を破損し、保険代理店から補償を受ける場合:

- 補償額に 破損した商品の仕入VAT額が含まれていない場合、会社は、規制された条件が満たされていることを条件に、それらの商品に支払われた仕入VATをVATの控除対象として申告する権利があります。

当社は、規定に従って領収書を発行します。

- 補償額に 損傷した商品および資産の仕入VATが含まれる場合、会社は、規制された条件が満たされていることを条件として、そのような仕入VATをVATの控除対象として申告する権利があります。

ただし、会社はVAT請求書(VATと補償されたVATの金額を除いた補償額を明確に記載)を発行し、申告し、補償されたVAT額に相当するアウトプットVATを支払う必要があります。

(2023年5月23日付ロンアン税務局発行の
Official Letter No. 1736/CTLAN-TTHT)



Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



労働・社会保険 ガイダンス裁定

社会保険庁が定める仕組みによる納付内容の更新

ベトナム社会保険は、強制社会保険の支払いを行う際の支払い内容の調整をガイドする公式文書を次のように発行しました。

- 会社がモバイルバンキングアプリケーションを介して支払いを行う場合:支払い情報を入力して選択します。
- 会社が他のチャネルを介して送金する支払い注文を行う場合:支払い注文では、+記号を含む次の構造を指定する必要があります。

+BHXH+103+00+ユニットコード+ソーシャルエージェンシーコード+洞BHXH+

(「+BHXH+103+00+」がデフォルトの場合、会社はSHUIコードと管理社会保険代理店のコードを入力します)

(ベトナム社会保険局発行の2023年5月30日付公式書簡No.1995/BHXH-TCKT)

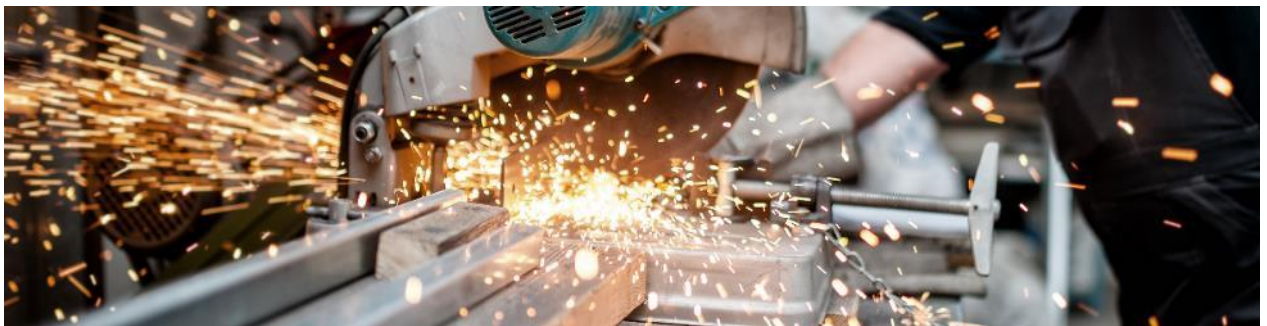
(2023年10月7日付ホーチミン市社会保険公示第3293号/TB-BHXH)

社会保険料を納めている会社に勤める人の社会保険給付精算の手引き

破産手続き中の会社を含め、まだ社会保険料を支払っている会社に勤務する従業員の場合。すでに裁判所から破産判決を受けている。登録住所で営業しておらず、法定代理人がない場合、社会保険庁は病気、出産、回復、退職、遺族給付を暫定的に確認して支払います...実際の社会保険料による。

社会保険債務が清算されると、暫定額と最終給付額の差額が従業員に支払われます。

(ベトナム社会保障の2023年6月21日付公式書簡第1880号/BHXH-CSXH)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



個人所得税 ガイダンス裁定

PITは、本部から別の州にある支店に割り当て、PITを直接提出する必要はありません

支店を管轄する税務部門で直接税務申告を行う会社の支店が、支店の事業拠点以外の省で働く従業員に対して賃金または給与を支払い、個人所得権を源泉徴収する場合、その支店は関連する省への個人所得税の配分が免除されます。代わりに、支店は、それぞれの州に割り当てずに、管理税務部門でPITを一元的に申告して送金します。

*(2023年6月30日付ハノイ税務局発行の
Official Letter No. 45194/CTHN-TTHT)*

扶養家族登録時に親の収入を証明する必要はありません

規則によると、従業員の両親が適格な扶養家族であることを証明する書類には、両親の収入を証明する書類は必要ありません。従業員は、規程に従い、情報の真実性について全責任を負います。

*(2023年4月7日付ハノイ税務局発行のOfficial
Letter No. 46974/CTHN-TTHT)*



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



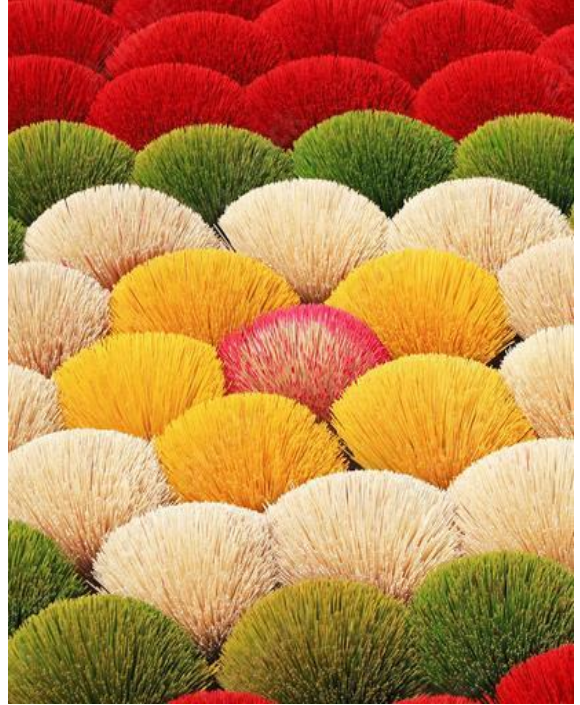
イミグレーション 規制案

政府は最近、ベトナムに入国する外国人の電子ビザの滞在期間とビザ免除に関する新しい規制を承認しました。

変更点は次のとおりです。

- ベトナムの電子ビザは、特定の80カ国の国民が利用でき、これまでの30日間の制限から、複数回の入国と最大90日間の滞在期間で付与されます。
- グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、ノルウェー、韓国、日本、ロシア、ベラルーシの市民のビザ免除により、以前の15日間の制限から最大45日間に延長され、より長い滞在期間が許可されます。

これらの新しい変更は、2023年8月15日から政府からの追って通知があるまで有効になる予定です。



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

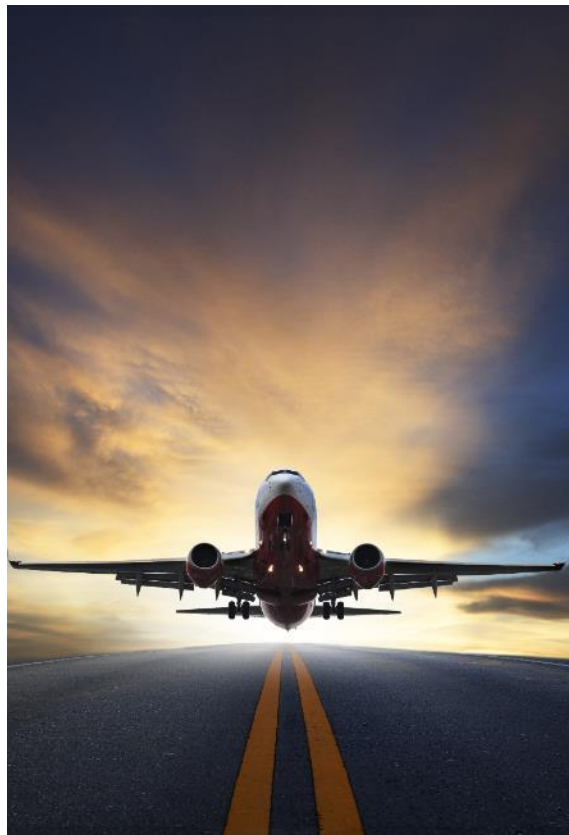
For reference only, not for distribution or sale

外国契約者の源泉徴収税 ガイダンス裁定

ベトナムでの従業員の赴任による収入 に関するFCWT

外国企業がベトナムで事業を行う場合、または外国請負業者とベトナム企業との間の契約または合意に従ってベトナムで働く従業員を派遣することで収入を得る場合、その外国企業はFCWTの対象となります。

(2023年10月7日付ハノイ税務局発行の
Official Letter No. 49216)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

貿易と税関 新しい規制

輸入貨物の確認手続きの改正は、税制上の優遇措置の対象となります

この決定によって修正された手続きには、次のものが含まれます。

- HS第98.18項に基づく機関車及び鉄道車両の建造、修理及び保守のために輸入された物品の確認
- 政令第26/2023/ND-CP号の規定に基づく主要な機械製品を製造する企業の種類の確認。
- HS第98.22項に基づく年間1,000万個以上の標準レンガの生産能力を有する、軽質未焼建材の製造に使用される機器の製造、およびセメント骨材レンガの生産に供するプロジェクトに供するために輸入された物資および機器の確認。
- HS第98.23項に基づく貨幣の運送を目的とした車両の適合基準を満たす車両の確認
- HS第98.34項に基づく情報技術製品の生産および組み立てのための原材料、消耗品、部品および補助部品である輸入品のリストの確認。
- シャシー車から製造・組み立てられた特殊用途車に適用される関税還付の査定。
- 自動車の製造および組み立てに関する税制優遇措置プログラムに参加するための登録。
- HS第98.49項に対する関税率0%の適用
- 自動車裾野産業税制優遇措置プログラムへの参加登録
- 自動車裾野産業税制優遇措置による関税率0%の適用

本決定は、2023年7月15日から発効します。

(財務省発行2023年6月23日付決定第1338号/QĐ-BTC)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

貿易と税関 新しい規制

2023年7月1日から12月31日まで、
人々と企業を支援するために、36種類の
料金と料金が引き下げられます

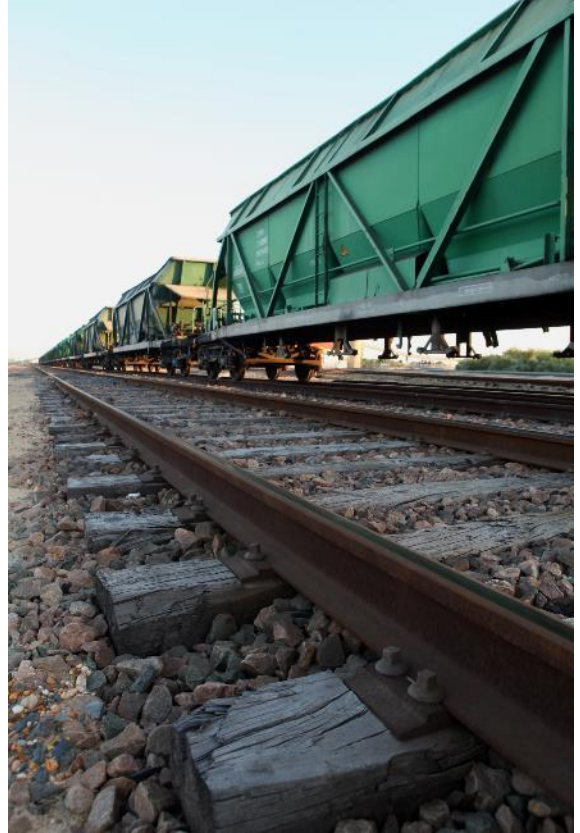
2023年6月29日、財務省は通達第
44/2023/TT-BTC号を発行し、2023年7月1日
から2023年12月31日まで、36種類の手数料
と手数料を10%から50%引き下げること
を発表しました。含む：

- ビジネス以外の出版物の輸入をライセンス
するための手数料の50%を削減します。
ビジネス目的での出版物の輸入のための
登録料。
- 動物および陸生動物製品の検疫証明書の
発行手数料の50%を削減。輸入された水
産物、輸送中の水産物、再輸出のために
一時的に輸入された水産物(保税倉庫を含
む)、または国境ゲート間で転送された水
産物。

手数料徴収当局は、組織および個人の手数
料の減額を、次の手数料支払期間に計算し、
相殺する責任があります

本回覧は、2023年7月1日から2023年12月31
日まで施行されます。

(財務省発行2023年6月29日付通達第
44/2023/TT-BTC)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



貿易と税関 ガイダンス裁定

2023年5月31日付政令第26/2023/ND-CP号および決定第15/2023/QD-TTg号の新関税表の実施に関するガイダンス

オフィシャルレターは、2023年7月15日から発効する政令第26/2023/ND-CP号および決定第15/2023/QD-TTg号で発行された特惠輸出入関税(最恵国待遇関税)および非特惠輸出入関税の新たな変更を強調しています。

- **特惠輸出関税について:** 肥料製品に対して5%の特惠税率を一貫して適用する(0%の税率を付与される一部のHSコードを除く)。木炭の特惠輸出関税を10%から5%に引き下げる。未加工の亜鉛と錫の特惠輸出関税を5%から10%に引き上げる。
- **特惠輸入関税について:** エタノールの特恵輸入率を15%から10%に引き下げる。HS第24.04項に基づくすべてのたばこ製品に50%の特惠税率を適用すること。HS第2710.12項の一部の品目の輸入特惠関税率を20%から10%に引き下げる。HSコード2710.19.90および2710.20.00の輸入特惠率を5%から0%に引き下げる。新品ゴムタイヤの輸入優遇率を25%から20%に引き下げる。

- **非特惠輸入関税の場合:** HSコード2710.19.90、2710.20.00、2713.0.00、2901.22.00については0%に引き下げ。
- また、政令第26/2023/ND-CP号で注目すべき新たな変更点として、自動車部品に対する税制優遇措置の適用条件の変更、特に輸入自動車部品の最低ノックダウンレベルの条件の撤廃が挙げられます。

(税関総局発行の2023年6月21日付Official Letter No. 3173/TCHQ-TXNK)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

貿易と税関 ガイダンス裁定

2023年7月1日よりVATが2%引き下げられる輸入品の税関申告に関するガイダンス

- 輸入品は、第1条第1項および政令第44/2023/ND-CP号の付録I、II、IIIに規定されているリストに規定されているVAT減税の対象とならない商品を除き、現在10%のVAT税率の対象となる商品を含め、2%のVAT減税を受ける権利があります。
- HSコードの申告について:付録Iの(10)欄、(10)パートA、および付録III(VAT減免対象外の商品のリスト)のパートBの(4)列に記載されているHSコードは、**検索のみ**を目的としています。輸入品のHSコードの決定は、関税法の商品分類に関する規定および関税法の実施をガイドする公式文書に準拠する必要があります。特に、附属書Iの(10)欄、(10)列A、および附属書IIIの(4)Bの列に記号(*)が付いている行については、HSコードは実際の輸入品に従って申告するものとする。
- VAT減税の対象となる輸入品の場合、企業は正しいコード**VB205**を選択してVNACCS/VCISシステムで8%の税率を申告し、2023年7月1日の00:00以降に登録された税関申告に対してのみ8%の税率を申告する必要があります。

(税関総局発行の2023年6月30日付Official Letter No. 3431/TCHQ-TXNK)

輸出売上高申告のタイミングの決定に関するガイダンス

輸出貨物は、輸出通関手続きが完了し、輸出されたと判断されて初めて、現行の規制に従って輸出手続きを完了したものとみなし、税関から返送された輸出税関申告書を他の目的に使用することができます。

(税関総局発行2023年7月3日付Official Letter No. 3446/TCHQ-GSQL)

Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

貿易と税関 ガイダンス裁定

通関後の追加申告の対象とならない輸出税関申告のご案内

2023年6月21日、税関総局は、輸出税関申告書が通関手続きを完了し、通関手続きの過程で誤りがない場合、輸出申告書は現行の税関規則に従って補足申告を行う資格がない場合、税務総局に対応するための公式書簡 No. 3188/TCHQ-GSQL を発行しました。

輸出税関申告と通関の完了後に海外のバイヤーの変更があり、商品が実際に輸出されている場合(だまされたため)、税関申告者は、税関申告書で申告された情報の変更に関連する文書と記録を維持し、検査の要求に応じて税関当局または関連当局に提示する責任があります。

(税関総局発行2023年6月21日付Official Letter No. 3188/TCHQ-GSQL)

輸出製造企業が加工の一部を他社に委託した場合、材料の輸入関税は返金されません

税関総局によると、企業が生産のために原材料を輸入し、輸入関税を支払った場合、生産のすべての段階を完了せず、これらの材料の一部または全部を別の企業に引き渡して、1つまたは複数の段階のアウトソーシング処理を行い、その後、完成品のさらなる/その後の製造と輸出のために処理された製品を受け取った場合、企業は関税還付の規制を満たしていません。したがって、加工を委託された輸入関税を支払った材料は、輸入関税の還付を受ける権利がありません。

さらなる製造および輸出のために国内市場に輸入されるときに処理するために輸出加工企業に委託された材料については、輸入関税の対象となるため、輸入関税の払い戻しを受ける権利はありません。

(税関総局発行の2023年6月26日付Official Letter No. 3249/TCHQ-TXNK)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



Contact Us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com



Tat Hong Quan
Tax Partner
+84 28 7101 4341
quantat@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da
District, Hanoi, Vietnam
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square
Building, 57-69F Dong Khoi
Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750



Vu Thu Ha
Tax Partner
+84 24 710 50024
hatvu@deloitte.com



Dang Mai Kim Ngan
Tax Partner
+84 28 710 14351
ngandang@deloitte.com



Bob Fletcher
Director, Trade and Customs
+84 28 7101 4398
fletcherbob@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.